１　制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網手繰第二種・第三種（なまここぎ網・なまこ桁網）	1	３トン未満		別記１	11月10日から翌年３月25日まで	山口県山口市秋穂東（旧大海村の区域に限る。）、山口県防府市（大字台道及び大字西浦に限る。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつ令和８年１月末時点における山口農林水産事務所制限措置No.29（桁網）の許可を有しない者
2	小型機船底びき網手繰第二種・第三種（なまここぎ網・なまこ桁網）	1	３トン未満		別記２	12月1日から翌年３月15日まで	山口県山口市（秋穂西及び秋穂東に限る。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつ令和８年１月末時点における山口農林水産事務所制限措置No.29（桁網）の許可を有しない者
3	小型機船底びき網手繰第二種（なまここぎ網）（県外船）	6	３トン未満		別記３	12月7日から翌年３月31日まで	広島県において小型機船底びき網手繰第二種漁業（なまここぎ網）の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかい漁業・な

							まこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者
4	小型機船底びき網手繰第三種（貝桁網）（県外船）	47	５トン未満		別記４	12月７日から翌年３月31日まで	広島県において小型機船底びき網手繰第三種漁業（貝桁網）の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかい漁業・なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

・　整理番号１から２に係るもの

令和８年11月13日から令和８年12月12日まで（一月）

・　整理番号３から４に係るもの

令和８年11月13日から令和８年11月24日まで（12日間）

３　許可の有効期間

・　整理番号１から２に係るもの

許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

・　整理番号３から４に係るもの

１年間

※小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和2年11月16日付農林水産省告示第2230号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第71号第4号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は48キロワット（15馬力）と定められている。

【別記１】

次のＡ、イ、ロ、Ｄの各点を順次結んだ線、ＦとＧとを結んだ線及びＨとＩとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

Ａ　山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識

Ｂ　防府市向島牛ケ頸南端

Ｃ　宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

Ｄ　防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱

Ｅ　〃　佐波島頂上

Ｆ　〃　大字台道横曽根川鉄橋右岸南角

Ｇ　〃　〃　横曽根川鉄橋左岸南角

Ｈ　〃　大字佐野佐波川鉄橋右岸南角

Ｉ　〃　大字植松佐波川鉄橋左岸南角

イ　Ａから１８０度の線とＢとＣとを結んだ線との交点

ロ　ＤとＥとを結んだ線とＢとＣとを結んだ線との交点

〈備考〉共第６８号の区域

【別記２】

次のＡ、イ、ロ、ハ、Ｄの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点Ａ　山口市秋穂東秋穂漁港筈倉護岸Ｂ南西端に設置した標識

基点Ｂ　防府市向島牛ケ頸南端

基点Ｃ　宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点Ｄ　山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識

点イ　Ａから２７０度３００メートルの点

点ロ　イから１８０度の線とＢとＣとを結んだ線との交点

点ハ　Ｄから１８０度の線とＢとＣとを結んだ線との交点

〈備考〉共第６３号の区域

【別記３】

次の基点Ａ、イ、ロ、Ｃ、ハ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（基点ＥとＦを結ぶ線は小瀬川の中央線とする。）

基点の位置

Ａ　山口県岩国市灘町東洋紡岩国工場西側煙突

Ｂ　愛媛県松山市津和地島竹ノ子島の頂上

Ｃ　山口県岩国市甲島頂上

Ｄ　山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第２

標石
E　山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第１標石
F　山口県玖珂郡和木町大和橋中央
G　山口県玖珂郡和木町大和橋右岸の付根
イ　基点Ａから広島県呉市倉橋町横島北東端を見通した線と基点Ｂから広島県大竹市白石燈台を見通した線との交点
ロ　基点Ｂから広島県大竹市白石燈台を見通した線と基点Ｃから広島県呉市倉橋町鹿島宮ノ口鼻南端を見通した線との交点
ハ　基点Ｃから広島県大竹市玖波３５６高地を見通した線と基点Ｅから基点Ｄを見通した線との交点

〈備考〉　漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（なまここぎ網）（県外船）

【別記４】

次の基点Ａ、イ、ロ、Ｂ、ハ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（基点ＤとＥを結んだ線は小瀬川の中央線とする。）

基点の位置
Ａ　山口県岩国市灘町東洋紡岩国工場西側煙突
Ｂ　山口県岩国市甲島頂上
Ｃ　山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第２標石
Ｄ　山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第１標石
Ｅ　山口県玖珂郡和木町大和橋中央
Ｆ　山口県玖珂郡和木町大和橋右岸の付根
イ　基点Ａと広島県呉市倉橋町横島北東端を結んだ線と山口県岩国市保高島北端と広島県江田島市長島南端を結んだ線との交点
ロ　基点Ｂと広島県呉市倉橋町鹿島宮ノ口鼻南端を結んだ線と山口県岩国市保高島北端と広島県江田島市長島南端を結んだ線との交点
ハ　基点Ｂから広島県大竹市玖波３５６高地を見通した線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線との交点

〈備考〉　漁業種類：小型機船底びき網手繰第三種（貝桁網）（県外船）